



固定資産税軽減を訴える いのくま区議

介護保険の保険料・利用料の軽減 募集受付が始まっています

2月28日まで(その後も可) ご相談ください

区民のみなさんの運動と、党区議団などがねばり強く要求してきた介護保険の軽減が実施され、二月二十八日まで受け付けています。対象となる方は次の要件を満たしている方です。

今回の軽減策は対象者も条件が厳しいもので、党区議団は引き続き区民のみなさんと、要件を緩和し多くの方が対象となるよう頑張る決意です。

お気軽にご相談ください。

【対象となる方】(つぎの要件にすべて該当する方)
(要件)

- 1 第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の段階が第2段階の方
(本人及び同一世帯の世帯員全員の区民税が非課税の方)
 - 2 世帯の前年1年間の実収入合計金額が、世帯の人数に応じた収入基準額以下であること
(世帯の人数に応じた収入基準額)
- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 1人(単身世帯) | 113万円 |
| 2人世帯 | 170万円 |
| 3人世帯 | 228万円 |
| 4人世帯 | 286万円 |
| 5人以上の世帯 | 5人の場合は337万円で、以下1人増えるごとに51万円を加算する。 |
- 3 世帯の預貯金額の合計が300万円以下であること
 - 4 課税されている人の被扶養者でないこと
 - 5 介護保険料を滞納していないこと

【軽減する保険料額(年額)】(13年度は10月分から、14年度は4月分から軽減します。)

	軽減前	軽減後
平成13年度	20,625円	16,025円
平成14年度	27,500円	18,300円

【助成する利用料(月額)】

15,000円を超え24,600円以下の利用者負担分について、1/2を助成します。
(1か月あたり最高額4,800円)

【申請方法】

申請にあたっては、次の書類等が必要となります。
(平成13年度、14年度の2年分申請ができます。)

- 1 前年の各収入の証明書(13年度の申請は12年1月~12月の収入証明書、14年度の申請は13年1月~12月の収入証明書が必要です。)
①年金収入…「年金の源泉徴収票」「年金の振込み通知書」「年金裁定通知書」など
②給与収入…「源泉徴収票」「給与証明書」など
③事業収入…「確定申告書の写し」など
- 2 預貯金の証明…預金通帳(すべて)
- 3 健康保険証…本人の記載のあるもの
- 4 還付金の振込み先…銀行名、支店名、口座番号、口座名義人をメモしてきてください。
(郵便局は除きます) 銀行口座がない方は結構です。
- 5 認め印

広がる銀行被害 固定資産税徴収・差し押さえ

不安を感じたらすぐに相談してください

「高すぎる固定資産税が払えない」、「銀行の回収が厳しすぎる」、「資産を差し押さえられそう」などの悲鳴が、区内で広がっています。

いのくま正一区議や「高い固定資産税から営業と住まいを守る会」に、銀行、都税(固定資産税)被害の相談が増えて

います。

都の強行な差し押さえが横行

共通している特徴は、長引く大不況でビルのテナントが空いたり、賃料の引き下げで収入が激減して固定資産税が払えず、滞納が発生。滞納が長期あるいは高額になると、都税から督促とともに、払わないと差し押さえる旨の通知。実際にビルや預金を差し押さえ実行。差し押さえられると銀行が借入を一括返済要求。というものです。

深刻な事例では、差し押さえを何とか回避しようと、サラ金やマチ金から借入をして、最終的に破産に追い込まれるケースです。都税事務所は、破産する前に滞納を減らそうと、躍起のようで、実際、都主税局の通達で、徴収員一人あたり五〇件の差し押さへのノルマを課しています。

ビルオーナーさんは、収入が減っても、

年間五〇〇万円とか一千万円を超える税金をかけられているのです。払える税額に引き下げることこそ切実に求められています。

大銀行は税金投入で救われる

まして、大銀行にはこれまでに国民の税金が三〇兆円近く投入されているのです。その大銀行がバブルの時には、「相続が発生すると大変。資産(土地)があるのだから、いくらでも貸すからビルを建て、マンションも近県に建てましょう」などと数億円にもおよぶ貸し出しをして、今では、それを強引に回収しようとしているのです。

小泉内閣が叫んでいる「不良債権の処理」による、住民の被害は深刻です。多くのビルオーナーさんが共通の不安と悩みをかかえています。

早めの「相談」を

いのくま区議は、これまでも解決に向けて都税事務所との交渉などを行ってきました。

これらの不安、そして具体的に「催促・差し押さえられそうだ」という方、家族だけで悩まずに、急いでご相談ください。

こんにちは いのくま正一 です

日本共産党

まさかす

区政報告

No.15

2002年2月

〒105-8511

日本共産党港区議員団

港区芝公園1-5-25

電話 3578-2945

FAX 3578-2947

メール minatoku@dan.mpf.nifty.com

愛宕トンネルで壁面が崩れる 安全確保へ早急な改修を

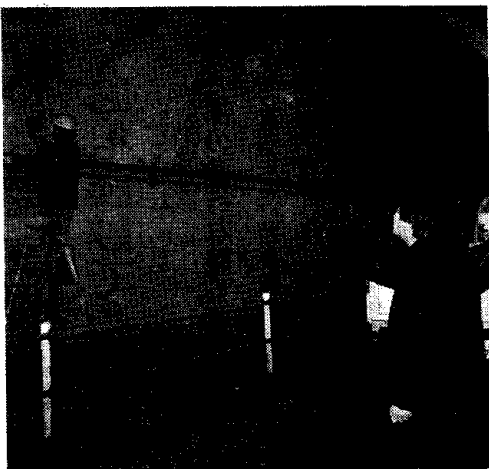
いのくま区議、現地調査で

今年一月八日、愛宕トンネルで壁面が崩れ落ち、九日の昼近くまで交通ができなくなりました(歩道は片側のみ九日朝解放)。幸いにも、物損やけが人はありませんでした。

いのくま区議は、九日復旧作業が行われている現場を調査しました。

日常的に利用する、近隣の住民や、通勤・通学の方々は、その間の不便はもとより、仮にけが人や事故につながっていたら大変な事象だった、と不安の声も寄せられています。

愛宕トンネルは、昭和五年に竣工ですから、すでに七〇年以上経過しています。区の担当者からは、壁面が崩れた原因は、「約二〇年前に施工した、トンネル内面の化粧樹脂塗膜部分が、施工打継ぎ目やひび割れ箇所からの長年の漏水によりはがれ、その部分が剥落した」とことによります。



事故の翌日、現地調査する いのくま区議

区は今後、「調査検討し、関係部署と協議し」対策をとると報告しています。抜本的な修復をするか、応急措置で終わらせるのかまだ決まっています。

安全な通行を確保することは当然で、費用にはかえられません。抜本的な修復が不可欠です。近隣の方、利用者のみなさんと力を合わせて頑張ります。

芝公園の超高層ホテル 説明会を再度やるとの約束しながら 西武鉄道が工事着工の直会

(なおらい)

西武鉄道が計画している、芝公園内の一〇〇メートルもの超高層ホテルについて、西武鉄道は、二月五日、工事着工の安全祈願を行いました。

この超高層ホテルの問題では、多くの区民や関係者から何故芝公園の中に超高層ホテルが建てられるのか、風害や日陰が発生し、景観も台無し、という声が上がっています。昨年七月九日には、西武鉄道が、港区紛争予防条例にもとづくホテル建設の説明会を行いました。資料も不十分だし、説明

にもなっていない」という説明会参加者の圧倒的な意見で、西武鉄道が、「資料もそろえて再度説明会を行う」と約束していたものです。

ところが西武は、一H(建物高さの範囲内)の方々に個別に説明し、「了解された」として、七月二四日に港区經由で都へ建築確認申請を提出。一月二六日に認可を受けたのです。

港区は、西武が関係者との説明会の約束していたのを承知しながら、受付をするひどい対応です。

そもそも西武が、ホテル建設の「目的」として説明してきたものは、「公園整備」です。区民や関係者が納得できず、「風害がある公園が、本当に公園整備か」、「文化財をしつかりと調査し復元するべき」などを求めたのは当然です。

今回の西武の異常な進め方を見ても「公園整備」は口だけで、超高層ホテルを建てて、儲けることだけしかないことが、明らかではないでしょうか。

「超高層ホテルが、芝公園の中に必要か」という声を大いに区や、西武にぶつけていきたいと思います。みなさんの声もお寄せください。



これが公園整備と言えるのか

「生活再建はどうなるか」「商売が続けられるのか」など
権利者の声を生かした
環状二号線計画に

五〇数年にわたって、都市計画の網がかけられ、家やビルの建て替えもできず、権利は極端に制限されてきたのが、環状二号線計画地区内に住み営業してきた方々です。

「生活再建はどうなるのか」、「営業は続けられるのか」、「財産価値はどうなるんだ」、「五〇年以上権利を制限されて、最後は追い出されてしまうのか」など、権利者の不安、怒りが強まっています。

昨年二月「説明会」が行われましたが、関係者の質問は上記のような内容が多数を占めています。

東京都は事業の完成時期について平成二三年と先延ばし、不安はさらに広がっています。

五〇数年前、最初に計画が浮上したときは二〇歳代、三〇歳代、四〇歳代だった方々が、七〇歳、八〇歳と高齢をむかえ、さらに高齢者の中には止くなる方も出ています。

今、もっとも大事なことは、権利者、関係者の生活・営業再建をしつかりと保証し、その願いにそった対応を東京都が責任を持つことです。都の担当者などは数年たてば配置換えなどでくる代わりですが、計画地内に住み営業している方々は、これまでも、これからも生活し営業していくのです。住民を大切にしたい対応をするよう、みなさんとともに頑張ります。

浜松町の区有地と国際興業用地の「交換」 国際興業に有利な土地鑑定と価格決定 区民の代表である議会の議決もなしに決める？

浜松町二丁目区有地と国際興業が芝公園に所有している土地との「交換」問題で、区は、両用地の鑑定を二二〇〇万円かけて行い、鑑定結果と、財産価格審議会の審議を経て、いよいよ交換へと走ろうとしています。

しかも浜松町の一等地の平米単価を35.2万円に。国際興業の土地は簡易な二階建てしか建てられない規制があるにもかかわらず、13.2万円に価格決定。

鑑定の方々が国際興業に有利に行われています。しかも、議会へは報告するだけで、議決もいらぬというのですから驚くばかり。こんなことが許されていいのでしょうか。